



北海道の生産空間における特定地域づくり 事業協同組合制度の活用について

国土交通省北海道開発局開発監理部開発調査課

はじめに

北海道の人口減少は全国に先行して進行しており、食、観光、脱炭素化等北海道の価値を生み出している生産空間の維持が困難になるおそれがあります。

令和2年度から始まった「特定地域づくり事業協同組合制度」は、人口の急減に直面している地域において、就業の機会を提供することにより、地域社会の維持、地域経済の活性化等を図るもので、道内では令和8年1月時点で、9箇所を導入されています（下川町、中頓別町、初山別村、名寄市、石狩市（浜益）、知内町、ニセコ町、新得町、北竜町）。

第9期北海道総合開発計画の施策である「農林水産業の持続性を支える農山漁村の振興」、「多様で豊かな地域社会の形成」等を推進する上で、同制度の活用が有効と考えられます。そこで今回は、同制度を紹介するとともに、導入している市町村への聞き取り結果に基づき、同制度を活用するにあたって留意が必要と考えられる点をお伝えいたします。

1 北海道の人口の推移と労働環境の課題

北海道の人口は、令和2（2020）年から令和32（2050）年の30年間で、約522万人から約382万人、約27%減少すると推計されています。全国の推計減少率は約17%であることから、北海道は全国よりも人口減少が先行すると予測されています。

北海道の65才以上の人口割合は、令和2（2020）年は32.1%であり、全国の令和17（2035）年と同等であることから、北海道は全国より15年程度早く高齢化が進行、今後、更に加速すると予想されています。従って、前述にもありますが、地方部の機能維持が危惧されるところです。

また、北海道の主産業である第1次産業（農林水産業）は、季節により繁閑が生じ、通年の安定した雇用や収入の確保が困難なため、定住・移住の支障となっています。

2 特定地域づくり事業協同組合制度

(1) 目的

本制度は、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年12月4日公布・令和2年6月4日施行）に基づき、総務省が創設した制度です。特定地域づくり事業を推進するための措置等を定め、地域づくり人材の確保及びその活躍の推進を図り、地域社会の維持及び地域経済の活性化に資することを目的としています。

(2) 支援内容

本制度では、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業（季節ごとの労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事するマルチワーカーに係る労働派遣事業等）を行う事業協同組合に対して、以下の項目について財政的、制度的な支援を行うものです。地域全体の仕事を組み合わせることで、新たな雇用の場（安定的な雇用環境、一定の給与水準）を創出し、移住・定住を促進します（図1）。

- ① 特定地域づくり事業協同組合でマルチワーカーを雇用し、組合員に派遣
- ② 地域で活躍する人材の確保・育成とその活躍推進を図るための企画・実施

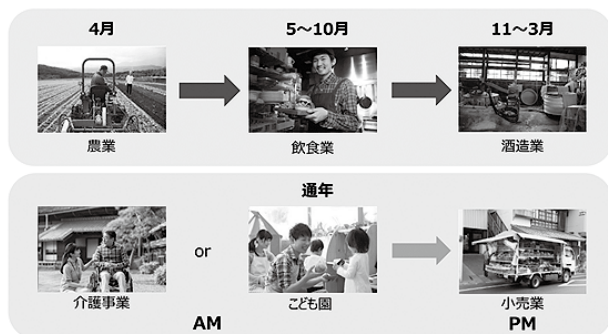


図1 特定地域づくり事業協同組合制度の活用方法のイメージ
出典：特定地域づくり事業協同組合制度の概要について（R7.10 総務省地域力創造グループ地域自立応援課）

3 特定地域づくり事業協同組合の事例調査

本制度を活用している北海道内の2団体に対して、制度導入の契機、事業概要、制度活用にあたっての工夫・課題等について、聞き取り調査を令和7年6月に行いました（表1）。一つ目は、地区外からの労働者を確保したい「浜益特定地域づくり事業協同組合」、二つ目は、地区内の労働者の受け皿を確保したい「なよろ地域づくり事業協同組合」です。

表1 聞き取り調査先一覧

調査実施日	令和7年6月4日	令和7年6月23日
団体	浜益特定地域づくり事業協同組合	なよろ地域づくり事業協同組合
所在	石狩市浜益区	名寄市
認定年月日	令和4年3月14日	令和4年4月25日
導入の背景	若年層の人口流出が激しく、農林水産業、観光、運輸サービス業の存続に危機感を持つ地域で、地区外からの労働者の受け入れが喫緊に課題であった。	市内の工場が停止となったため、労働者が市外に流出しないように、雇用の受け皿を確保する必要があった。
事務局	1人：個人事業主（漁業）をしながら、事務局を兼務	1人：元JA名寄の職員
主な派遣先（組合員）	農業、漁業、水産養殖業、宿泊業、飲食店、その他の運輸に付帯するサービス業	酪農、道路旅客運送業、農業協同組合
聞き取り相手	事務局長	名寄市経済部産業振興室産業振興課

(1) 浜益特定地域づくり事業協同組合

1) 組合立上げの経緯、準備等

地元で漁業を営むA氏（現在の事務局長）が、高齢化や若者の地区外流出等、地域の担い手不足について石狩市に相談したことが、組合の立上げのはじまりです。A氏の担い手不足を解決したいとの情熱に地域が賛同し、出資含め本組合を作ることについて、組合員となる仲間と意見が一致しました。A氏の本気度を感じ、石狩市も設立のための書類作成や手続きをサポートしました。

出資金については、事業開始後にトラブルとならないように、A氏が本事業制度の趣旨や事業内容を組合員に丁寧に説明し理解を得ていました。マルチワーカーの時給は、組合員の職種ごとに違いを設けると事務局の事務負担が増すため、職種にかかわらず同一にし、また、派遣先によって不公平感が出ないように、一番高い職種に合わせています。組合の立上げには北海道中小企業団体中央会の支援も得ていました。

2) 組合員の構成

組合員 8 事業者（派遣先）の業種は、漁業（ホタテ）、漁業（秋鮭）、農業（米・肉牛）、農業（米・花卉）、飲食業、観光協会です。

3) マルチワーカーの構成

マルチワーカーは、これまで通算 7 名を雇用していましたが、地域に馴染めず 3 人が退職し、調査時点では 4 名（栃木県、浦河町、岩見沢市、石狩市の出身）でした。

4) 事務局の仕事

事務局は組合員の季節ごとの業務内容、繁忙期・閑散期を把握し、マルチワーカーの能力、希望等を考えながら派遣先を調整しています。また、マルチワーカーは副業も可能ですが、本組合と副業での仕事量を合わせて、同一業種の仕事量が全体の 8 割を超えられないことから、副業の業種、仕事量にも配慮しながら、派遣先の調整をしていました。

その他、組合員やマルチワーカーの要望等の把握や情報共有を行うため、組合員とマルチワーカーとのコミュニケーションの場を設けています。

5) マルチワーカーの確保

地域外の方に浜益を選んでもらうため、はじめは事務局が直営で HP を開設し、地域の良さを PR しました。求人は、移住サイト、ハローワーク、地元企業求人サイト、移住促進フェア、自衛隊の退官者向け説明会等を通じて行っています。

ミスマッチを防ぐため、地域を知ってもらうため、また人柄等を確認するため、応募者には採用前に地元へ来てもらっています（事前訪問にかかる費用は事務局の負担）。マルチワーカーには、将来的に移住・定住し、起業や地域の企業への就職を見据えてもらうため、資格取得等の支援も行っています。

冬期は組合員の業務量も少なくなることから、今後は、通年の安定的な雇用を確保するため、冬期間の除雪作業（建設業）や役場（支所）への派遣も検討しています（令和 6 年度から、マルチワーカーの建設業従

事も可能となりました）。

6) 地域活性化の芽

マルチワーカーが地元の祭りに参加する等地域活性化の芽が出てきています。今後の定住を考えると、昔から住んでいる地元住民との寄り合いにも、マルチワーカーに参加していただければと事務局では感じています。

(2) なよろ地域づくり事業協同組合

1) 組合立上げの経緯、準備等

名寄市にあった工場の操業停止に伴い、元従業員の雇用の場を確保したい名寄市と、労働力を確保したい地元農協（JA 道北なよろ）が主導し、本組合を設立しました。

事務局運営は地元農協がサポートしながら元農協職員が担い、実務的な内容は名寄市が担当しています。前例がなかったため、名寄市が上川総合振興局を通じて総務省に問い合わせしながら、本組合の仕組み作りを行いました。

2) 組合員の構成

組合員 5 事業者（派遣先）の業種は、農協、農業生産法人、運送会社（タクシー）です。名寄市内の事業者には本組合への参加の意向を確認しつつ、市内の民間派遣会社と業種が重複しないよう、公共性の高い業種を選定していました。主に夏は農業、冬はタクシー運転手として通年での雇用を確保しています。

3) マルチワーカーの構成

マルチワーカーは 2 名採用していますが、2 名では組合員の要望に応えられないため、少なくとも 6 名は確保したいと考えています。

4) 事務局の仕事

浜益特定地域づくり事業協同組合と同様に、組合員とマルチワーカーの希望等を聞き取りながら、派遣先のすり合わせを行っています。

5) マルチワーカーの確保

地域内で労働者を確保するため、求人はハローワークが主体ですが、申し込みを増やすため、組合員負担

で広告会社に求人募集を依頼しています。地元で陸上自衛隊の駐屯地があるため、退官者向けの説明会にも参加しています。2名のマルチワーカーは、もともと名寄市内に住んでいたため、移住・定住の支援は行っていません。

4 組合制度の活用のために

ヒアリング結果から、本制度の活用にあたって留意が必要と考えられる点を以下に述べます。

- ① 本制度の立上げには、雇用、人材を確保したいという強い意思を持った発起人、団体が事務局となり、その事務局運営を市町村他関係機関が協力する体制を構築すること
- ② 本制度を運用するには、事務局として様々な仕事・役割（市町村、マルチワーカー、組合員との調整・相談役等）に対応できる人材を確保すること
- ③ 通年の安定的な雇用のためには、特に冬期間に仕事のある組合員を確保すること
- ④ マルチワーカーに地域を選んでもらうには、移住サイトへの掲載等募集方法の工夫や、移住・定住したいと思ってもらえるような魅力ある街づくりとそのPRを行うこと
- ⑤ 定住・移住の促進のためには、マルチワーカーが地域のイベントや地元の集まりに、地域住民との垣根なく参加できるよう働きかけを行うこと

おわりに

今回、特定地域づくり事業協同組合制度を導入している道内9箇所のうち、雇用確保の経緯等が異なる2箇所についてヒアリング調査を行いました。

本制度は、移住・定住を促進し、地域社会及び地域経済の担い手を確保することを目的としているため、「地元のPR」、「マルチワーカーの地域への誘致」、「仕事（組合員）の確保」、「マルチワーカーと組合員のマッチング」、「地域への愛着醸成」等の取り組みを経ることになります。それらを事務局が担い、行政機関が協

力するという点において、通常の人材派遣業やアルバイトアプリとは仕組みが異なっています。

本制度は令和2年度に始まった制度であり、導入した地域ではまだ試行錯誤の段階が続いていると思われます。今後、導入事例が増え、取り組みの横展開が図られれば、本制度の活用は広がり、道内の多くの地域で担い手の確保とその活躍による、地域社会の維持及び地域経済の活性化が期待されます。

本稿が各地域での本制度の検討・導入の一助としてお役に立てば幸いです。